

売木村プレミアム付商品券事業 特定事業者募集要項

1 趣旨

売木村が実施する「売木村プレミアム付商品券事業」の特定事業者（以下、「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2 取扱店の募集受付期間

令和元年7月16日 ～ 令和元年7月31日

3 商品券の利用期間

令和元年10月1日 ～ 令和2年2月29日

4 商品券の利用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

5 取扱店の登録資格

売木村が発行するプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）を取り扱うことのできる事業所の登録資格は売木村内の事業所とする。

なお、取扱店は、商品券の換金を売木村商工会で行うこととする。

6 利用済み商品券の換金期間

令和元年10月1日 ～ 令和2年3月31日

7 取扱店の責務

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 村と適切な連携体制を構築すること。

8 取扱店募集の周知方法

- (1) 売木村ホームページ掲載
- (2) 村内事業所への通知
- (3) その他

9 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、登録申請書を売木村役場に提出し、村の承認を得るものとする。
- (2) 村は、承認した事業所等へ、登録通知及び商品券取扱店登録証明書、商品券サンプル1部を発行する。

10 登録取扱店の周知

対象者へ商品券購入引換券を送付する際に取扱店の一覧を同封する。

11 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。

12 取扱店資格の喪失

売木村は、本要項7に定める行為に違約する行為が認められた場合には、当該事業者の登録を取り消すことができる。

1 3 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

1 4 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに村に届け出るものとする。

以上